

会員 各位

令和3年度固定資産税等軽減制度に係る申告書記載内容の確認について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて減免されます。減免には申告書の提出が必要となり、申告書の内容確認を認定経営革新等支援機関（認定を受けた税理士や金融機関等、商工会・商工会議所も含まれます。）にて受けなければなりませんので本会での対応についてお知らせします。

制度概要については別添の「令和3年度 固定資産税等軽減制度のあらまし」（仙台市作成）をご確認下さい。

■本会での対応

令和3年2月1日まで本所・宮城支所・秋保支所の窓口にて無料で対応します。確認後は申告書に押印する必要があることからお伺いしての対応はできません。予約は必要ありませんので必要書類を持参し、「固定資産税等軽減制度の申告書確認」と窓口にてお伝えください。

【仙台市泉区及び青葉区と太白区の一部（旧宮城町・旧秋保町）に本社・本店・主たる事業所を置く事業者の方のみ対応いたします。】

■申告書の確認が可能な認定経営革新等支援機関等とは

商工会のほかに税理士、税理士法人、中小企業診断士などが該当しますので商工会以外でも顧問税理士等に確認書を発行していただくことが可能です。

■仙台市以外の事業用資産について

仙台市内に所有している事業用資産は仙台市に申告することになりますが他市町村の資産の申告先は該当する市町村になります。

本会では仙台市に提出する申告書の確認のみ行います。

■申告書の提出について

本会から仙台市に申告書の提出は行いませんので確認後はご自身でご提出ください。提出期限がありますので申告書の確認はお早目にご相談ください。

■必要書類について

別添「令和3年度 固定資産税等軽減制度のあらまし」をご確認ください。
必要書類が足りない場合は確認書を発行することはできません。書類整備の上、再度来会していただくこととなりますので確認の上ご来会ください。

みやぎ仙台商工会

本所：022-372-3545 宮城支所：022-392-6571 秋保支所：022-399-2846